

横浜港内公有水面埋立てに係る環境大臣意見

本埋立ては、横浜市が、新たな臨海部物流拠点を形成するため、横浜港内において建設発生土等を用いて約 38 haの公有水面を埋め立てるものである。なお、本埋立区域に隣接して、国及び横浜市が約 100 haの公有水面を埋め立て、一体的に臨海部物流拠点を形成する計画となっている。

本埋立区域及びその周辺海域は、閉鎖性海域である東京湾に位置しており、水質汚濁に係る環境基準を達成していない地点が存在するなど、水環境の改善が必要な地域である。

これらを踏まえ、埋立免許の出願者である横浜市は、隣接して事業を実施する国を始めとする関係機関と協力して、以下の措置を講ずる必要がある。

1. 水質汚濁の防止については、万全を期すること。また、工事前、工事中に加えて工事終了後にも、水質監視等を行い、必要が生じた場合は追加の環境保全措置を講ずること。埋立地の利用において、当該地に立地する施設から発生する汚水については、浄化槽による処理が計画されていることから、関係法令に則って適切に処理するよう、指導すること。
2. 埋立てに用いる土砂等については、適切に検査を実施し、受入基準を満足していることを確認した上で用いること。
3. 環境保全措置として整備される生物共生型護岸については、環境保全図書の環境影響評価項目（水質、動物、植物、生態系及び人と自然との触れ合いの活動の場）における各評価の前提となっていることから、環境保全措置の確実な実施に加え、環境監視調査の結果を踏まえ、評価項目ごとに当該護岸による効果を把握するとともに、期待される機能が発揮・維持されるよう適切な管理を行うこと。
4. 本埋立てに係る環境保全措置及び環境監視調査の実施主体は国と横浜市となっていることから、これらの実施に当たっては、国と調整を十分に行い、連携の上適切に行うこと。また、環境監視調査の結果については公表するとともに、環境監視調査の結果、重大な環境影響が確認された場合は、追加的な環境保全措置を講じ、その結果も含めて公表すること。